

平成 29 年 9 月 21 日
総務省中国四国管区行政評価局

「国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視」の結果

総務省中国四国管区行政評価局(局長:水上 保)、岡山行政評価事務所(所長:釜野 昇)及び山口行政評価事務所(所長:河元 猛)は、国が直轄管理する河川について、河川氾濫等の被害の軽減化を図るとともに、河川区域の適正な利用を確保する観点から、河川の管理状況、防災に関する情報の提供状況等を調査しました。

本日、国土交通省中国地方整備局に対し、必要な改善措置について通知しましたので、公表します。

- 調査担当局所 中国四国管区行政評価局、岡山行政評価事務所、山口行政評価事務所
- 調査実施時期 平成 29 年 4 月～29 年 7 月
- 調査対象機関 中国地方整備局(河川国道事務所及び河川事務所を含む。)
- 関連調査等対象機関 岡山県、広島県、山口県、関係市

【本件照会先】

総務省中国四国管区行政評価局

- 第二部第 1 評価監視官室 第二部第 1 評価監視官 高実 祐一
電話 (082) 228-6352 F A X (082) 228-4471 E-mail : cgk21@soumu. go. jp
- 岡山行政評価事務所 評価監視官 木森 康夫
電話 (086) 231-4321 F A X (086) 221-5661 E-mail : okaya10@soumu. go. jp
- 山口行政評価事務所 評価監視官 大藪 哲哉
電話 (083) 922-1590 F A X (086) 922-1593 E-mail : yamac10@soumu. go. jp

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視の結果に基づく通知（概要）

調査の背景

- ◎中国地方の河川のうち、13水系・延長 867.7 キロメートルの区間を国が直轄管理
 - ・洪水等による災害の発生の防止、適正な利用を推進するため、水系ごとに維持管理計画を策定し計画的に管理
 - ・指定した河川について、洪水予報、水防警報等の防災情報を提供
- ◎近年、中国地方では台風や梅雨前線性豪雨による河川氾濫等の被害が毎年発生
河川区域内において、治水上の支障となる不法な占使用等があり。

調査の概要

中国地方の6水系（旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川及び佐波川）のうち、国が管理する河川について、河川氾濫等の被害の軽減化を図るとともに、河川区域の適正な利用を確保する観点から、河川の管理状況、防災に関する情報の提供状況等を調査

主な通知事項

【通知先：中国地方整備局】

調査事項	主な調査結果	主な通知事項
1 河川の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・河川カルテ等による河川管理施設の変状の経過観察が不十分 ・許可工作物の維持管理における許可条件の遵守が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な記録の的確な実施 ・許可条件の遵守の指導及び遵守状況の確認の実施
2 不法係留船対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不法に船舶が係留されているほか、護岸に船舶係留用の杭を打設しているもの、無許可で棧橋を設置しているものあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法係留船の解消に向けた検討、護岸の原状回復を含めた適切な方策の実施
3 河川管理事務の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・河川現況台帳への記載が不十分 ・河川巡視において、河川管理施設、許可工作物等の維持管理状況が十分把握されていないものあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川現況台帳への適切な記載 ・河川巡視の的確な実施
4 防災情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・基準水位への到達から洪水予報・水防警報の発表までに時間を要しているものあり ・簡易水位計の水位情報の一般への公開が未実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位の動きの的確な予測、必要な予報・警報の迅速・的確な実施 ・簡易水位計の水位情報の一般への公開について検討

1 河川の適切な管理

制度概要

- ・ 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持、修繕する義務（河川法第 15 条の 2）
- ・ 河川区域内の土地を占有する場合、河川区域内の土地に工作物を新築等する場合は、河川管理者の許可が必要（河川法第 24 条、第 26 条第 1 項）
- ・ 河川管理者は、許可にあたり、占有区域及び許可工作物の維持管理が適切になされるよう条件を付し、それが遵守されるよう許可受者を指導・監督（河川敷地占有許可準則第 13）
- ・ 河川管理者は、河川巡視や点検により河川管理施設の維持管理状況等を把握。変状、異状が見つかった場合は、河川カルテに記録し、適切な維持管理を行うための基礎資料として活用（河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）、河川カルテ作成要領）

調査結果

結果報告書 P3~13

○ 河川カルテ等による変状の経過観察が不十分

- ・ 低水護岸における樹木の成長、護岸法面の窪み・クラック、堤防の亀裂など、河川管理施設の変状が河川カルテ等に記載されていない

【変状の経過観察が必要な河川管理施設の事例】



〈堤防に多数の亀裂やアスファルト舗装が剥がれているもの〉



〈護岸に樹木が生えているもの〉

通知事項

- 河川管理施設の巡視や点検の結果については、河川管理施設の変状の経過を的確に観察し、適切な対応を検討するための情報を蓄積するため、河川カルテや河川巡視日誌への記録に当たっては、一貫性のある記録をより一層的確に行うこと

調査結果

結果報告書 P14～36

○ 許可工作物について、利用者の安全確保、占用区域内の良好な状態保持等の維持管理が不十分

- ・ 樋門などの許可工作物の門扉の破損、操作ハンドルの未施錠などにより、部外者の立入りや不正な操作のおそれがあるもの（8施設）
- ・ 占用区域である公園等にベンチ、倉庫等が持ち込まれ設置されているほか、廃車、ゴミ等が放置されているもの（5施設）



〈入口扉が施錠されていない〉



〈入口の開き戸が紐で仮止めされているもの〉

○ 無許可の土地占用

- ・ 土地の占用許可なく家屋、小屋が河川区域内に設置されているもの（6事例）

○ 無許可の工作物設置

- ・ 工作物（倉庫、バックネット等）新設の許可取得後、簡易トイレ、収納台等が無許可で追加設置されているもの（3事例）
- ・ 河川区域内民有地に小屋、事業所建物などの工作物が設置されているものの、許可の取得の有無が判明していないもの（7事例）

通知事項

○ 占用区域及び許可工作物の維持管理の適正化を図る観点から

- 許可工作物の管理者に対し、点検等を的確に実施するよう指導するとともに、点検結果に基づく報告等を受けた場合は、点検結果内容を十分確認し、適切な助言指導を行うこと
- 河川法による許可を得た者に対し、占用区域及び許可工作物の適切な維持管理の履行に関する許可条件の遵守を指導すること

○ 河川法による許可を得ていない土地占用については、河川法に基づく処分や行政代執行を含めた適切な方策を講じること

○ 河川法に基づく許可工作物について、河川巡視などにより利用実態を把握するとともに、無許可の工作物については、設置者に対する是正指導等を実施すること

また、許可の取得状況が不明な工作物について、取得状況を明確にするるとともに、無許可のものについては所要の措置を講じること

2 不法係留船対策の実施

制度概要

- ・ 河川区域内に係留施設を設置して船舶に係留する場合、河川管理者の許可が必要（河川法第 24 条、第 26 条第 1 項）
係留施設を設置することなく係留する場合についても、一時的な係留でない限り許可が必要（河川法第 24 条）
- ・ 計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、河川管理者が計画を策定し、重点的撤去区域を定めて、計画的に撤去措置を実施（「計画的な不法係留船対策の促進について」平成 10 年 2 月 12 日付け建設省河政発第 16 号河川局長通達）

調査結果

○ 河川区域内に無許可で船舶に係留・放置

結果報告書 P37~44

- ・ 太田川、小瀬川及び佐波川でそれぞれ十数隻、旭川及び高梁川でそれぞれ 100 隻近くの船舶が不法に係留・放置
- ・ 不法係留船の中には、護岸に係留用の杭を打ち付けているもの、無許可で栈橋を設置しているものあり（16 事例）

【船舶の不法係留・放置の状況】



【不法係留船の係留状況】



通知事項

- 洪水の流下阻害や河川管理施設への損傷、治水上の支障の発生を予防する観点から、
 - プレジャーボート、所有者不明の放置艇、廃船については、護岸等の原状回復を求めることも含め、適切な方策を講じること
 - 漁船、川船など生業として使用されている不法係留船についても、解消に向けた検討を行うこと
 - 不法係留船数の多い旭川水系、高梁川水系においては、計画的な解消を実現した太田川水系の例を参考に、不法係留船の解消に向けた検討を行うこと

3 河川管理事務の適切な実施

調査結果

○ 河川現況台帳の記載が不十分

- ・ 土地占用許可の更新状況が河川現況台帳に記載されていないもの（1 河川（国道）事務所）
- ・ 河川現況台帳図面の記載内容が更新されていないもの（1 河川（国道）事務所）

結果報告書 P50～55

○ 河川巡視による河川管理施設等の状況把握に漏れ

- ・ 河川管理施設の変状や許可工作物の維持管理状況が、河川巡視によって十分把握されていないもの（7 事例）

結果報告書 P56～59

○ 許可に係る事務処理が不適切

- ・ 許可条件の履行状況の確認が不十分なもの
- ・ 許可が必要な案件を届出案件として処理しているもの

結果報告書 P60～64



〈占用期間が2か月の案件について、本来、河川法第24条の占用許可が必要であるところを、許可が不要な事前届出として処理していたもの〉

通知事項

- 河川現況台帳への適切な記載を徹底すること

- 河川巡視をより一層的確に実施すること

- 河川区域内の土地の占用許可後の占用状況及び許可条件の履行状況を適宜適切に確認すること
また、河川敷地占用許可準則等にとつた事務処理を行うよう徹底すること

4 防災情報の提供

制度概要

- ・ 国土交通省は、指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁と共同して、洪水予報を発表（水防法第 10 条）。洪水予報は、市町村が災害時に住民に対する避難勧告等の必要性・タイミングを判断する情報の一つ
- ・ 国土交通省は、指定した河川について、市町村等の水防活動の指針とするため水防警報を発令（水防法第 16 条）
- ・ 国土交通省は、基準観測所ごとに基準水位を設定し、基準水位への到達又は到達の見込みを目安としつつ、その後の水位予測を踏まえて、必要な洪水予報及び水防警報を発表
- ・ 国土交通省は、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築するため、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換などの取組を実施（水防災意識社会再構築ビジョン）同ビジョンに基づく取組の一環として、住民の避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供するため、水位計やライブカメラを設置

調査結果

結果報告書 P68～87

○ 洪水予報・水防警報発表の迅速化に向けて、よりの確な洪水予測の実施が必要

調査対象 6 水系（旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川及び佐波川）における平成 26 年度から 28 年度までの洪水予報及び水防警報の発表状況を調査したところ、基準観測所の水位が基準水位に到達した後、水位の動向を監視する中で、予測を上回る水位の上昇又は高水位の状態の継続がみられたことなどにより、洪水予報・水防警報の発表までに時間を要しているものあり

○ 「住民目線のソフト対策」の一環として設置された簡易水位計の水位情報が一般に公開されていない

調査対象 6 水系（旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川及び佐波川）には、簡易水位計（33 基）が設置されているが、同水位計による水位情報は、精度が十分確立されていないことなどを理由に、一般に公開はされていない

通知事項

- 基準水位への到達を目安として、今後の水位の動きをできるだけ確に予測した上で、必要な予報・警報を迅速・的確に実施すること
- 洪水予測システム等に基づく水位予測を上回る水位の上昇がみられた場合には、その要因を分析し、必要に応じ予測手法の改善を図ること
- 簡易水位計の精度等信頼性の確保状況や異常値配信時の影響等を勘案した上で、今後、水位情報の一般公開について検討する必要